

## タクシー事業者運行支援交付金 Q & A

### Q 1 対象車両は？

申請日時点において県内でタクシー事業用自動車として岩手運輸支局へ登録されている車両が対象です。

### Q 2 申請日時点までに減車した車両は対象とならないのか？

対象となりません。

### Q 3 休車している車両は対象となるのか？

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両は対象となります。ただし、期間限定減車をしている車両は、タクシー事業用自動車の登録上、休車ではなく減車扱いとされていますので対象となりません。

### Q 4 自動車検査証の有効期限が満了している車両は対象となるのか？

令和4年度に自動車税を納付した車両に限り交付の対象となります。自動車検査証の有効期限が満了している車両については、令和4年度の自動車税を納付したことがわかる書類（納税証明書や納付書の写し等）を申請書に添付してください。

### Q 5 特定大型、大型車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。

(参考)

特定大型車	乗車定員7名以上
大型車	乗車定員6名以下かつ排気量2リットル以上
普通車	乗車定員6名以下かつ排気量2リットル以下

### Q 6 福祉タクシー車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。ただし、福祉輸送事業限定事業者の車両は対象となりません。(特定の顧客を輸送するものであるため)

### Q 7 市町村等から委託を受けて運行しているコミュニティバス車両も対象となるのか？

委託料の中に交付金の算定基礎としている車両の維持管理に要する費用が含まれていることが想定されるため対象外とします。